

生活保護法による指定介護機関制度及び介護扶助の取扱いについて

I 生活保護法による指定介護機関制度について

1 新たに介護保険法の規定による指定（開設許可）を受けようとする介護事業者の方へ

平成26年7月以降、新たに介護保険法の規定による指定（開設許可）がなされた介護機関については、生活保護法等による指定介護機関としての指定を受けたもの（みなし指定）とみなされます。

生活保護法等（※1）による指定が不要な場合（※2）には、申出書の提出が必要となります。指定不要の申出書の提出先は、八戸市介護保険課となります。

※1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定についても同様の取扱いとなります。

※2 生活保護法等による介護機関の指定を不要とした場合には、生活保護を受けている被保護者又は支援給付を受けている中国残留邦人等に対する介護サービスを行うことができなくなりますので御注意ください。

2 生活保護法等による指定介護機関の申請手続について

○生活保護法等による指定介護機関の指定申請の要否

- ・介護保険法による指定年月日が平成26年6月末日以前の場合
→生活保護法等による申請必要
- ・介護保険法による指定年月日が平成26年7月1日以降の場合
→生活保護法等による申請不要
- ・指定不要の申出または辞退した後に生活保護法等による指定が必要となった場合
→生活保護法等による申請必要

生活保護法第54条の2第5項を読み替えて準用する第49条の2（第2項第1号を除く）各号のいずれかに該当する場合には、指定できません。具体的な指定要件については、誓約書を御確認の上、申請書と併せて提出してください。

申請書及び誓約書の事業所名、開設者・事業者名（法人名）等は、介護保険法で指定を受けた際の正式な名称を記載して下さい。「株式会社」→「(株)」等の省略、あるいは「〇〇訪問介護事業所」→「〇〇介護予防訪問介護事業所」等、語句の追加などは行わないで下さい。申請書の提出先は、八戸市福祉事務所生活福祉課となります。

なお、生活保護法等による指定介護機関の指定は、介護保険法上の指定（開設許可）を受けていることが条件となります。

3 平成26年7月より前に生活保護法等の指定を受けている介護事業者の方へ

改正前の生活保護法等による指定を受けている介護機関については、改正後の生活保護法第54条の2第1項の規定による指定を受けたものとみなされます。

ただし、当該介護機関については、介護保険法の規定による事業の廃止があったとき、指定（開設許可）の取消しがあったとき又は指定（開設許可）の効力が失われても、生活保護法等による指定の効力は失われません。事業を廃止する場合には、生活保護法等による届出が必要です。（地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設は除きます。）

4 生活保護法等による指定介護機関の指定を受けている事業者の方へ（みなし指定含む）

生活保護を受給している被保護者及び支援給付を受けている中国残留邦人等に対する介護サービスの提供に当たっては、生活保護法等に定めるところによるほか「指定介護機関介護担当規程」及び「生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護方針及び介護の報酬」に準ずる必要があります。（別紙1及び2参照）

5 各種届出等

届出書の提出先は、八戸市福祉事務所生活福祉課となります。

届出書を収受した控えが必要な場合は、届出書2通と返信用封筒1通を提出してください。収受後に届出書1通を返送します。

届出用紙は、八戸市生活福祉課のホームページよりダウンロードできます。

https://www.city.hachinohe.aomori.jp/kenko_fukushi/fukushi_kaigo/seikatsuhogo/8306.html

(1) 廃止（休止）届

事業を廃止又は休止する場合には届出が必要です。

ただし、平成26年7月以降にみなし指定を受けた介護機関が、事業を廃止する場合には、介護保険法による廃止の手続きをすることで、生活保護法等の指定の効力も失われます。

(2) 変更届

事業者（開設者）の名称及び所在地並びに事業所の名称及び所在地等に変更が生じたときは、届出する必要があります。

変更届が提出されないと指定内容の変更が福祉事務所に周知されないため、誤った情報が記載された介護券が交付されることとなります。厳密には、誤った介護券は介護報酬請求の根拠とはならず、介護報酬の請求をすることができません。

○変更届が必要な事例（生活保護法）

- ・ 開設者、事業者（法人）の名称の変更
- ・ 開設者、事業者（法人）の所在地の変更
- ・ 事業所の名称の変更
- ・ 事業所の所在地の変更
- ・ 法人の代表者、事業所の管理者の変更

上記内容に変更が生じた場合は、生活保護法等による指定を受けた事業者は忘れずに変更届を提出して下さい。

なお、「開設者、事業者の名称の変更」とは、法人格に継続性がある場合に限られます。そのため、別法人に事業を譲渡した時などは「名称の変更」には当たりませんので、指定申請書と廃止届を同時に提出することになります。

(3) 再開届

休止していた事業を再開する場合には届出が必要です。

(4) 辞退届

生活保護法による指定のみを辞退する場合には届出が必要です。介護保険法の指定（開設許可）の効力は継続します。

なお、届出日から実際に辞退する日まで、30日以上予告期間が必要になります。

(5) 処分届

介護保険法など他法による処分を受けた場合には届出が必要です。

※ 各種届出をする際には、介護保険法による手続も行うようお願いします。介護保険法による手続は八戸市介護保険課が窓口となります。

6 介護保険法による事業者の指定更新に伴う処理について

生活保護法等による指定を受けている事業所が、介護保険法による指定更新を受けた場合は、生活保護法等の指定も自動的に継続することになり、更新等の手続は必要ありません。

なお、介護保険法で指定更新を受けられなかった場合、生活保護法等による指定を取り消される可能性があります。

Ⅱ 介護扶助の取り扱いについて（介護扶助と障害者総合支援法に基づく自立支援給付との適用関係）

1 介護保険被保険者（第1号及び第2号(特定疾病)）

各保険者（市町村）が要介護認定を行います。基本的に介護保険給付及び介護扶助が自立支援給付に優先します。

2 介護保険被保険者以外の者（※）

介護保険には加入できないため、福祉事務所が要介護認定を行います（実際には福祉事務所が市町村に対し要介護度判定依頼を行います）。

基本的に自立支援給付が介護扶助に優先します。

※ 40歳以上65歳未満の被保護者であって、医療保険未加入の者（被保護者は国民健康保険に加入できません。）

○生活保護法では補足性の原理により、他法他施策がある場合その活用を優先することが原則となっています。したがって、介護保険被保険者以外の生活保護受給者（上記2）の介護サービス利用については、当該地域で障害者総合支援法に基づくサービスが利用可能か検討し、利用できない場合又は利用できても十分ではない場合に限り、その不足分について介護扶助を適用することになっています。御不明な点があれば、八戸市福祉事務所生活福祉課に御相談ください。

指定介護機関介護担当規程

(平成 12 年 3 月 31 日 厚生省告示第 191 号)

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条第 1 項の規定により、指定介護機関介護担当規程を次のように定め、平成 12 年 4 月 1 日から運用する。

(指定介護機関の義務)

第 1 条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者（以下「要介護者」という。）の介護を担当しなければならない。

(提供義務)

第 2 条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な理由がなく拒んではならない。

(介護券)

第 3 条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

(援助)

第 4 条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めるときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

(証明書等の交付)

第 5 条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

(介護記録)

第 6 条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第 7 条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(通知)

第 8 条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 1 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 2 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 52 条
第 2 項の規定による介護予防の方針及び介護の報酬

平成 12 年 4 月 19 日 厚生省告示第 214 号

改正 平成 17 年 厚生労働省告示第 449 号 平成 18 年 厚生労働省告示第 298 号
平成 20 年 厚生労働省告示第 172 号 平成 24 年 厚生労働省告示第 181 号
平成 30 年 厚生労働省告示第 180 号 令和 2 年 厚生労働省告示第 302 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定に基づき、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬を次のように定め、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 127 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第 145 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 2 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 136 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 3 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 9 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 4 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 5 健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 12 条第 3 項第 3 号に規定する入院患者が選定する特別な病室の提供は、行わない。
- 6 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）第 14 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は行わない。
- 7 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 135 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第 190 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 8 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 51 条の 3 第 1 項に規定する特定入所者に対しては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額又は同項第 2 号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。
- 9 介護保険法第 51 条の 3 第 5 項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあつては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額又は同項第 2 号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。
- 10 介護保険法第 61 条の 3 第 1 項に規定する特定入所者に対しては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額又は同項第 2 号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。
- 11 介護保険法第 61 条の 3 第 5 項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた場合にあつては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額又は同項第 2 号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。